

9月9日は 「救急(9・9)の日」 救急医療に理解と協力を

救急医療、および、救急業務に
対する国民の正しい理解と認識を
深め、かつ、救急医療関係者の意
識の高揚を図る目的で本年度から
「救急の日」と「救急医療週間」
が新たに設けられました。
「救急の日」は毎年九月九日と
し、この日を含む一週間を「救急
医療週間」として、厚生省、消防
庁、都道府県および、市町村など
七団体が主体となりこの趣旨にふ
さわしい内容の行事を地域の実情
に応じて実施するものです。

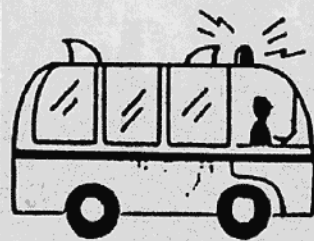
なお、実施するにあたっては、
救急医療体制の整備促進、救急医
療システム、および、救急搬送シ
ステムの紹介などを重点施策とし、
講習会や研修会、健康教育等啓発
活動の事業なども、行事の中にお
り込まれています。

救急医療の 9か条

①日ごろから自分の健康は自分で、
家族の健康は家庭で守りましょう。
②いざというときのために、正し

い応急手当の知識を身につけま
しょう。
③なんでも相談できるホームドク
ター(かかりつけの医師)をもち
ましょう。
④休日、夜間の急病は落ち着いて、
まずホームドクターに相談しまし
ょう。
⑤休日の当番医を、新聞や市広報
でたしかめておきましょう。
⑥救急医療は多くの人びとの善意
によって支えられています。みん
なで大事に育てましょう。
⑦急病以外は診療時間内に受診し

ましょう。
⑧救急車の安易な利用は避けま
しょう。
⑨救急医療、救急業務にたずさわ
る人びとの苦勞と努力に感謝しま
しょう。



9月30日
が切替日

交通災害共済

切替手続きを忘れずに

九月三十日は交通災害共済の切
替日です。
加入している方は忘れずに切替
手続きをしてください。また加入
していない方は、この機会に加入
しましょう。

切替手続き、加入手続きは市民
課交通公害係、支所、出張所で簡
単にできます。

共済期間は、継続加入の方が昭
和五十七年十月一日から昭和五十
八年九月三十日までです。

掛金は、七十歳以上の方と中学
生以下の方は年額三百円、それ以
外の方は三百五十円です。なお、
九月三十日以降に加入した場合は
加入月数に応じて計算した額にな
ります。

▼交通事故にあつたら
万一、交通事故(自転車で転倒

秋の交通安全

県民総ぐるみ運動

ハートで運転、もつとやさしき
を??をスローガンに九月二十一日
から三十日までの十日間「秋の交
通安全県民総ぐるみ運動」が行わ
れます。

この運動は、すべての県民に交
通安全思想、交通道徳を普及徹底
し、正しい交通ルールとマナーの
実践を習慣づけることにより、交
通事故防止の徹底を図ることを目

した場合も含む)で災害を受けた
ときは、すぐに警察に届けて事故
の確認を受けてください。
事故の確認ができないと共済見
舞金が支給されることがありま
す。

9月21日
~ 30日

的に行われるもので、歩行者、お
よび、自転車利用者、特に子供と
老人の交通事故防止、二輪車の安
全利用の徹底、そして安全運転の
確保、の三つが運動の重点となっ
ています。

お互いが常に安全を心がけ、ゆ
とりとゆずり合いの心で事故をな
くしたいものです。

お確かめください
選挙人名簿の縦覧
期間 9月3日~7日

選挙管理委員会では、毎年
九月一日現在で、新しく資格
を得た人を登録する「選挙人
名簿の定時登録」を行います。
今回の登録資格は、次のと
おりですから、最近転入され
た方や二十歳になった方は、
選挙管理委員会でお確かめく
ださい。電話(五四一一一
一内線三三三)でのお問い合
わせも受けています。

●資格
○住民基本台帳に登録された
方
○本年六月一日以前に転入し
た方
○昭和三十七年九月二日以前
に生まれた方
○縦覧期間
九月三日◎、九月七日Ⓐ